

令和7年度上半期開所予定 特別養護老人ホームの入所申込みについて

申込みの概要

- ☆ 申込書の配布場所： 区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム、横浜市健康福祉局高齢施設課
- ☆ 申込受付開始日： 申込受付開始日は**10月1日**です。詳細は裏面をご参照ください。
ご提出いただいた申込書の記載内容に基づき、各施設で選考します。
※入所の順番は申込み順ではなく、必要性・緊急性の高い方から入所できるよう、入所申込者の要介護度、世帯状況等を点数化し、点数の高い方から入所のご案内をしています。
- ☆ 申込方法： 郵送
- ☆ 申込先： 〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー14階
特別養護老人ホーム入所申込受付センター（高齢者施設・住まいの相談センター内）
お問合せ時間：平日9時～17時（土日祝休み）
※来所の際は、事前にご連絡（電話：045-840-5817、FAX：045-840-5816）してからお越しください。
- ☆ 問合せ先： 施設の問合せ先（裏面参照） 又は 健康福祉局高齢施設課（電話：045-671-3923、FAX：045-641-6408）
- ☆ 記入上の注意： 申込施設数は**5か所まで**となっておりますので、申込施設の変更・追加をする場合は、既に申込みをした施設と合わせて5か所以内となるよう記載してください。以前申込みをした施設について引き続き申込みを希望される場合は、当該施設も含めてご記入ください。
： 特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方が入所できる施設です。そのため、要介護認定を受けていない方、認定有効期間が切れている方、要支援1・2の方、要介護1・2で特例入所要件（※）のいずれにも当てはまらない方はお申込みできません。
※特例入所要件については、「横浜市特別養護老人ホーム入所申込みのご案内」及び「特別養護老人ホーム入所申込書（兼同意書）A面」をご覧ください。
- ☆ 留意事項： 横浜市では「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を定め、入所の必要性・緊急性の高い方から入所をご案内しています。指針を適切に運用するため、予約的な申込みはご遠慮ください。



施設の概要

☆ 施設に入居すると、介護サービス費の1割(又は2割・3割)負担、居住費、食費、日常生活に要する費用(理美容代など)等がかかります。

☆ 居住費・食費の金額は施設ごとに異なります。金額は予定であり、今後変更される可能性があります。詳細は下記の問合せ先にご確認ください。

※ 居住費・食費については、収入の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて負担限度額が設けられ、利用料の負担が軽減されます。この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

申込受付開始予定日：令和6年10月1日

施設名称 (仮称)	施設所在地	交通手段	設置主体法人 (代表者)	問合せ先		定員			開所 予定日	費用の目安(※2)		施設の特徴
				住所 電話番号	特養	ショート ステイ	デイ サービス	①居住費		②食費		
特別養護老人ホーム ハピネス都筑 アネックス (※1)	横浜市都筑区 池辺町1036-1	・地)川和町駅(15分) ・東田)市が尾駅・バス[305系 統] →川和台(5分) J浜)中山駅・バス[305系統] →加賀原(5分)	社会福祉法人 ファミリー (佐藤 弘子)	横浜市都筑区牛久保町1808-3 (特別養護老人ホーム ハピネス都筑内)	045-914-8850	29	10	-	R7.4	84,000円	48,000円	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームハピネス都筑(平成21年開所)のサテライト型施設になります。 全室個室、居室内トイレ完備、多目的ホール、家族宿泊室を完備し、ユニット行事や、家族宿泊室を使用した家族との行事、施設全体行事を実施し、生活の中での「楽しみ」を重視した運営を行います。 「学習療法」による認知症ケア、「口腔リハビリテーション」による食事ケア、終末期を支える「看取りケア」を行います。 その時の状態に合わせた「その人らしい生活」の実現をご家族と一緒に考え、寄り添うケアを実践します。
特別養護老人ホーム リーエンデ白山	横浜市緑区 白山4丁目1282-1	・J浜)鴨居駅・市営バス[119系 統]→白山高校(1分)	社会福祉法人 清光会 (大矢 直子)	横浜市保土ヶ谷区上曾田町1723-1 (特別養護老人ホーム さわか苑内)	045-381-3567	108	12	-	R7.5	63,000円	53,000円	<ul style="list-style-type: none"> 「自由に、自然に、共に、生きる」をコンセプトに、ご利用者が不安なく、気持ちよく、微笑んで過ごせる施設を目指します。 連携医療法人からの緊密なサポートをはじめ、福祉と医療の総合的なサービス提供を行います。 ICTの導入によるサービスレベルの向上と業務効率化を図ります。 法人を設立してから40年を超え、長年培った知識と経験を活かし、質の高い介護サービスを提供します。 広いガーデンスペースや、屋内パブリックスペースを活用し、様々なイベント活動を通じて地域との結びつきを重視します。

(※1)「特別養護老人ホーム ハピネス都筑 アネックス」は地域密着型サービスです。原則として横浜市が発行する介護保険被保険者証をお持ちの方のみ入居できます。

(※2)月額(30日分)の予定金額です。

令和7年度下半期開所予定施設

※申込受付開始は令和7年4月以降を予定しています。

施設名称(仮称)	施設所在地	設置主体法人	問合せ先	定員数	開所予定日
特別養護老人ホーム 横浜旭いこいの里	横浜市旭区西川島町118番10外	社会福祉法人きらめき会	特別養護老人ホーム 八潮いこいの里内 048-953-9640	200(特養)/20(ショートステイ)	令和7年10月
太陽の家横濱左近山	横浜市旭区小高町172-8外	社会福祉法人ユーアイ二十一	太陽の家横濱羽沢内 045-442-4907	96(特養のみ)	令和7年12月

※上記内容は今後変更となる可能性があります。詳細については令和7年4月に本市HPに掲載予定です。

ユニット型特別養護老人ホームの利用料の目安

(金額は全て1,000円未満切り上げで表記しています)

居住費・食費(負担限度額)			③介護 サービス費	=	利用料合計 (月額・30日分) ①+②+③	
	対象者	①居住費				②食費
第1段階	・市民税非課税世帯(※1)で老齢福祉年金を受給されていて本人の預貯金等(※2)の合計額が1,000万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円)以下の方 ・生活保護等を受給されている方	2.7万円	0.9万円	+	6.7万円	
第2段階	・市民税非課税世帯(※1)で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万円以下で、本人の預貯金等(※2)の合計額が650万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円)以下の方	2.7万円	1.2万円		3.1万円 (※3)	7.0万円
第3段階①	・市民税非課税世帯(※1)で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万円超の120万円以下で、本人の預貯金等(※2)の合計額が550万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円)以下の方	4.2万円	2.0万円		=	9.3万円
第3段階②	・市民税非課税世帯(※1)で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等(※2)の合計額が500万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円)以下の方	4.2万円	4.1万円			11.4万円
第4段階	上記以外の方	6.2万円(※4)	4.4万円(※4)			13.7万円～ (限度額なし)

※1 本人が属する住民基本台帳上の世帯。(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)

※2 第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円(配偶者がいる場合は2,000万円)以下。

※3 1割負担で、要介護5の方の場合。

※4 施設が設定する金額。(施設により異なります。ここでは国の定める基準費用額を用いています。)

1 居住費・食費について(負担限度額)

(1) 所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて居住費・食費に負担限度額が設けられます。

この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課に申請する必要があります。(介護保険負担限度額認定証)

(2) 負担限度額が第4段階の方の**居住費・食費は施設ごとに金額が異なります。**

2 介護サービス費について

(1) 上記の金額は、介護サービス費が1割負担で、要介護5の方の場合です。

一定以上の所得がある方は、負担割合が2割または3割になります。

負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載されています。

(2) 1か月の介護サービス費が上限額を超えた場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。

この払い戻しを受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

＜高額介護サービス費支給による自己負担の上限額＞

所得区分	上限額(月額)
現役並み所得者Ⅲ(市民税課税世帯※1で課税所得が690万円以上)に相当する方がいる世帯の方	140,100円(世帯)
現役並み所得者Ⅱ(市民税課税世帯で課税所得が380万円以上690万円未満)に相当する方がいる世帯の方	93,000円(世帯)
現役並み所得者Ⅰ(市民税課税世帯で課税所得が380万円未満)に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
市民税非課税世帯の方	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額※2」の合計が年間80万円以下の方 	24,600円(世帯)
生活保護等を受給されている方	15,000円(個人)
	15,000円(個人)※3

※1 「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 その他の合計所得金額…税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する費用を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額)から、給与収入に係る控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売買に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額と公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額(マイナスの場合は、0円として計算します。)

※3 上限額を15,000円に減額したことにより生活保護の被保護者とならない方は世帯で15,000円になります。